瀬戸市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年11月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第24号

瀬戸市市税条例の一部を改正する条例

(瀬戸市市税条例の一部改正)

第1条 瀬戸市市税条例(昭和40年瀬戸市条例第6号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する。

> 改正後 改正前

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に 法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲 げる寄附金又は次に掲げる寄附金(市内に事務 所又は事業所を有する法人等に対する寄附金に 限る。) 若しくは金銭を支出した場合には、同 項に規定するところにより控除すべき額(当該 納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特 例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、 当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金 額。以下この項において「控除額」という。) をその者の第34条の3及び前条の規定を適用 した場合の所得割の額から控除するものとする。 この場合において、当該控除額が当該所得割の 額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割 の額に相当する金額とする。

(1)から(10)まで <省略>

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第1 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2 1項(法附則第5条の6第2項の規定により読

(寄附金税額控除)

法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲 げる寄附金又は次に掲げる寄附金(市内に事務 所又は事業所を有する法人等に対する寄附金に 限る。) 若しくは金銭を支出した場合において は、法第314条の7第1項に規定するところ により控除すべき額(当該納税義務者が前年中 に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合に あっては、当該控除すべき金額に特例控除額を 加算した金額。以下この項において「控除額」 という。)をその者の第34条の3及び前条の 規定を適用した場合の所得割の額から控除する ものとする。この場合において、当該控除額が 当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は 、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)から(10)まで <省略>

項(法附則第5条の6第2項の規定により読み

み替えて適用される場合を含む。) に定めると ころにより計算した金額とする。

附則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける 市民税の所得割の納税義務者が、法第314条 の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場 合に該当する場合又は第34条の3第2項に規 定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び 課税山林所得金額を有しない場合であって、当 該納税義務者の前年中の所得について、附則第 16条の3第1項、附則第16条の4第1項、 附則第17条第1項、附則第18条第1項、附 則第19条第1項、附則第19条の2第1項又 は附則第20条第1項の規定の適用を受けると きは、第34条の7第2項に規定する特例控除 額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条 の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定に より読み替えて適用される場合を含む。) に定 めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の 特例等)

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例 対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附 者」という。)は、当分の間、第34条の7第 1項及び第2項の規定により控除すべき金額の 控除を受けようとする場合には、第36条の2 第4項の規定による申告書の提出(第36条の 3の規定により当該申告書が提出されたものと みなされる所得税法第2条第1項第37号に規 定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、 法第314条の7第2項に規定する特例控除対 象寄附金(以下この項及び次条において「特例 控除対象寄附金」という。) を支出する際、法 附則第7条第8項から第10項までに規定する

替えて適用される場合を含む。) に定めるとこ ろにより計算した金額とする。

附則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

市民税の所得割の納税義務者が、法第314条 の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合 に該当する場合又は第34条の3第2項に規定 する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課 税山林所得金額を有しない場合であって、当該 納税義務者の前年中の所得について、附則第1 6条の3第1項、附則第16条の4第1項、附 則第17条第1項、附則第18条第1項、附則 第19条第1項、附則第19条の2第1項又は 附則第20条第1項の規定の適用を受けるとき は、第34条の7第2項に規定する特例控除額 は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の 5第2項(法附則第5条の6第2項の規定によ り読み替えて適用される場合を含む。)に定め るところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特 例等)

対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附 者」という。)は、当分の間、第34条の7第 1項及び第2項の規定によって控除すべき金額 の控除を受けようとする場合には、第36条の 2第4項の規定による申告書の提出(第36条 の3の規定により当該申告書が提出されたもの とみなされる所得税法第2条第1項第37号に 規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて 、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附 金(以下この項及び次条において「地方団体に 対する寄附金」という。)を支出する際、法附 則第7条第8項から第10項までに規定すると

ところにより、特例控除対象寄附金を受領する 都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長 (次項及び第3項において「都道府県知事等」 という。) に対し、同条第8項に規定する申告 特例通知書(以下この条において「申告特例通 知書」という。) を送付することを求めること ができる。

- 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求 め(以下この条において「申告特例の求め」と いう。)を行った申告特例対象寄附者は、当該 申告特例の求めを行った日から賦課期日までの 間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項 に変更があったときは、同条第9項に規定する 申告特例対象年(次項において「申告特例対象 年」という。) の翌年の1月10日までに、当 該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対 し、施行規則で定めるところにより、当該変更 があった事項その他施行規則で定める事項を届 け出なければならない。
- 3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、 申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法 附則第7条第10項の規定により申請書に記載 された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出が あったときは、当該変更後の住所) の所在地の 市町村長に対し、施行規則で定めるところによ り、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 <省略>

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前 第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前 年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当 該納税義務者について前条第3項の規定による 申告特例通知書の送付があった場合(法附則第 7条第13項の規定によりなかったものとみな される場合を除く。)には、法附則第7条の2 第4項に規定するところにより控除すべき額を

ころにより、地方団体に対する寄附金を受領す る地方団体の長に対し、同条第8項に規定する 申告特例通知書(以下この条において「申告特 例通知書」という。) を送付することを求める ことができる。

- め(以下この条において「申告特例の求め」と いう。)を行った申告特例対象寄附者は、当該 申告特例の求めを行った日から賦課期日までの 間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項 に変更があったときは、同条第9項に規定する 申告特例対象年(次項において「申告特例対象 年」という。) の翌年の1月10日までに、当 該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し 、施行規則で定めるところにより、当該変更が あった事項その他施行規則で定める事項を届け 出なければならない。
- 3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申 告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附 則第7条第10項の規定により申請書に記載さ れた当該申告特例の求めを行った者の住所(同 条第11項の規定により住所の変更の届出があ ったときは、当該変更後の住所)の所在地の市 町村長に対し、施行規則で定めるところにより 、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 <省略>

年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ 、当該納税義務者について前条第3項の規定に よる申告特例通知書の送付があった場合(法附 則第7条第13項の規定によりなかったものと みなされる場合を除く。) においては、法附則 第7条の2第4項に規定するところにより控除 、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用 した場合の所得割の額から控除するものとする。 すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の 規定を適用した場合の所得割の額から控除する ものとする。

第2条 瀬戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(市民税の申告)	(市民税の申告)
第36条の2 <省略>	第36条の2 <省略>
2から6まで <省略>	2から6まで <省略>
7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。	
<u>8</u> <省略>	<u>7</u> <省略>
9 <省略>	<u>8</u> <省略>
10 <省略>	9 <省略>
(個人の市民税に係る給与所得者の <u>扶養親族等</u> 申告書)	<u>告書</u>)
第36条の3の2 所得税法第194条第1項の	第36条の3の2 所得税法第194条第1項の

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の 規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所 得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき<u>同項に規定する</u>給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の 規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき<u>同項の</u>給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなけ 出しなければならない。

(1)及び(2) <省略>

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当す る場合には、その旨

(4) <省略>

2から5まで <省略>

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養 親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1 第36条の3の3 所得税法第203条の5第1 項の規定により同項に規定する申告書を提出し なければならない者又は法の施行地において同 項に規定する公的年金等(所得税法第203条 の7の規定の適用を受けるものを除く。以下こ の項において「公的年金等」という。) の支払 を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養 親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶 養者である者(以下この条において「公的年金 等受給者」という。) で市内に住所を有するも のは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得 税法第203条の6第1項に規定する公的年金 等の支払者(以下この条において「公的年金等 支払者」という。) から毎年最初に公的年金等 の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定 めるところにより、次に掲げる事項を記載した 申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、 市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) <省略>

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に 該当する場合には、その旨

(4) <省略>

による申告書を公的年金等支払者を経由して提 による申告書を公的年金等支払者を経由して提 出する場合において、当該申告書に記載すべき 事項がその年の前年において当該公的年金等支

ればならない。

(1)及び(2) <省略>

(3) <省略>

2から5まで <省略>

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養 親族申告書)

項の規定により同項に規定する申告書を提出し なければならない者(以下この条において「公 的年金等受給者」という。) で市内に住所を有 するものは、当該申告書の提出の際に経由すべ き同項の公的年金等の支払者(以下この条にお いて「公的年金等支払者」という。)から毎年 最初に同項に規定する公的年金等の支払を受け る日の前日までに、施行規則で定めるところに より、次に掲げる事項を記載した申告書を、当 該公的年金等支払者を経由して、市長に提出し なければならない。

(1)及び(2) <省略>

(3) <省略>

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定 出する場合において、当該申告書に記載すべき 事項がその年の前年において当該公的年金等支 払者を経由して提出した前項又は法第317条 の3の3第1項の規定による申告書に記載した 事項と異動がないときは、公的年金等受給者は 、当該公的年金等支払者が所得税法第203条 の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受け ている場合に限り、施行規則で定めるところに より、前項又は法第317条の3の3第1項の 規定により記載すべき事項に代えて当該異動が ない旨を記載した前項又は法第317条の3の 3第1項の規定による申告書を提出することが できる。

3 <省略>

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申 告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者 が所得税法第203条の6第6項に規定する納 税地の所轄税務署長の承認を受けている場合に は、施行規則で定めるところにより、当該申告 書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対 し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法 により提供することができる。

5 <省略>

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の|第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の| 2第1項、第2項若しくは第3項の規定により 提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出し なかった場合又は同条第9項若しくは第10項 の規定により申告すべき事項について正当な理 由がなくて申告をしなかった場合には、その者 は、10万円以下の過料に処する。

2及び3 <省略>

附則

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条 第4項において準用する場合を含む。) に掲げ

払者を経由して提出した前項又は法第317条 の3の3第1項の規定による申告書に記載した 事項と異動がないときは、公的年金等受給者は 、当該公的年金等支払者が所得税法第203条 の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受け ている場合に限り、施行規則で定めるところに より、前項又は法第317条の3の3第1項の 規定により記載すべき事項に代えて当該異動が ない旨を記載した前項又は法第317条の3の 3第1項の規定による申告書を提出することが できる。

3 <省略>

告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者 が所得税法第203条の5第5項に規定する納 税地の所轄税務署長の承認を受けている場合に は、施行規則で定めるところにより、当該申告 書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対 し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法 により提供することができる。

5 <省略>

(市民税に係る不申告に関する過料)

2第1項、第2項若しくは第3項の規定によっ て提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出 しなかった場合又は同条第8項若しくは第9項 の規定によって申告すべき事項について正当な 理由がなくて申告をしなかった場合においては 、その者は、10万円以下の過料に処する。

2及び3 <省略>

附則

る3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。 以下この条において同じ。)に対しては、当該 3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1 日から令和2年9月30日までの間(附則第1 5条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規 定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課 さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 <省略>

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条 第2項において準用する場合を含む。)又は法 第451条第1項若しくは第2項(これらの規 定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当す るかどうかの判断をするときは、国土交通大臣 の認定等(法附則第29条の9第3項に規定す る国土交通大臣の認定等をいう。次項において 同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者が当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第15条の2 <省略> 請をした者又はその一般承継人を当該不足額に 係る3輪以上の軽自動車について法附則第29 条の11の規定によりその例によることとされ た法第161条第1項に規定する申告書を提出 すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみな して、軽自動車税の環境性能割に関する規定を 適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付す べき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不 足額に、これに100分の10の割合を乗じて 計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 <省略>

- 2 <省略>
- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用の ものに対する第81条の4(第2号に係る部分 に限る。) 及び前項の規定の適用については、 当該軽自動車の取得が特定期間に行われたとき に限り、これらの規定中「100分の2」とあ るのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪|第16条 法附則第30条に規定する3輪以上の 以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の 法第444条第3項に規定する車両番号の指定 (次項から第4項までにおいて「初回車両番号 指定」という。)を受けた月から起算して14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽 自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用 については、当分の間、次の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<省略>

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲 げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 <省略>

2 <省略>

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第4 44条第3項に規定する車両番号の指定を受け た月から起算して14年を経過した月の属する 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る 第82条の規定の適用については、当分の間、 次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる 字句とする。

<省略>

定の適用については、当該軽自動車が平成31 年4月1日から令和2年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度 分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車 が令和2年4月1日から令和3年3月31日ま での間に初回車両番号指定を受けた場合には令 和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の 表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 とする。

第2号ア	3, 900円	1,000円
<u>(1)</u>		
第2号ア	6, 900円	1,800円
<u>(ウ) (a)</u>	10,800円	2,700円
第2号ア	3,800円	1,000円
<u>(ウ) (b)</u>	5,000円	1, 300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 900円	2,000円
<u>(1)</u>		
第2号ア	6, 900円	3,500円
(ウ) (a)	10,800円	5,400円

第2号ア	3,800円	1, 900円
<u>(ウ) (b)</u>	5,000円	2, 500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 900円	3,000円
<u>(1)</u>		
第2号ア	6, 900円	5,200円
(ウ) (a)	10,800円	8,100円
第2号ア	3,800円	2, 900円
(ウ) (b)	5,000円	3,800円

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦 課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2 項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以 上の軽自動車に該当するかどうかの判断をする ときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30 条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等 をいう。次項において同じ。)に基づき当該判 断をするものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額 について不足額があることを第83条第2項の 納期限(納期限の延長があったときは、その延 長された納期限)後において知った場合におい

- て、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の 認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段 (当該申請をした者に当該申請に必要な情報を 直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の 手段を含む。) により国土交通大臣の認定等を 受けたことを事由として国土交通大臣が当該国 土交通大臣の認定等を取り消したことによるも のであるときは、当該申請をした者又はその-般承継人を賦課期日現在における当該不足額に 係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、 軽自動車税の種別割に関する規定(第87条及 び第88条の規定を除く。)を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付す べき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額 に、これに100分の10の割合を乗じて計算 した金額を加算した金額とする。
- 第3条 瀬戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する。

改正後

(個人の市民税の非課税の範囲)

- しては、市民税(第2号に該当する者にあって は、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除 く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所 を有しない者については、この限りでない。
 - (1) <省略>
 - (2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児 童扶養者(これらの者の前年の合計所得金額 が135万円を超える場合を除く。)
- <省略>

改正前

(個人の市民税の非課税の範囲)

- 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対|第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対 しては、市民税(第2号に該当する者にあって は、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除 く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所 を有しない者については、この限りでない。
 - (1) <省略>
 - (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これら の者の前年の合計所得金額が135万円を超 える場合を除く。)
 - <省略>

附則

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪|第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪 以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の 法第444条第3項に規定する車両番号の指定 (次項から第5項までにおいて「初回車両番号 指定」という。)を受けた月から起算して14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽 自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用 については、当分の間、次の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<省略>

2から4まで <省略>

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲 げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用 のものに対する第82条の規定の適用について は、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和 4年3月31日までの間に初回車両番号指定を 受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種 別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日 から令和5年3月31日までの間に初回車両番 号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動 車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げ る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2 項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以 上の軽自動車に該当するかどうかの判断をする ときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30 条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等 をいう。次項において同じ。) に基づき当該判 附則

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の 法第444条第3項に規定する車両番号の指定 (次項から第4項までにおいて「初回車両番号 指定」という。)を受けた月から起算して14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽 自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用 については、当分の間、次の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<省略>

2から4まで <省略>

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦|第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦 課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2 項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以 上の軽自動車に該当するかどうかの判断をする ときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30 条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等 をいう。次項において同じ。) に基づき当該判 断をするものとする。 2及び3 <省略> 断をするものとする。 2及び3 <省略>

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の瀬戸市市税条例(以下「新条例」という。)の規定は、次の各号に掲げる規定について、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第2条(次項第1号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第5条の 規定 令和元年10月1日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和元年6月1日
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条中瀬戸市市税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第 8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える る改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条 の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和2年1月1日
 - (2) 第3条中瀬戸市市税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 令和3年1月1日
 - (3) 第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第6条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定 は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年 度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用について

は、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 とする。

第34条の7第	特例控除対象寄	特例控除対象寄附金又は同条第1項
1 項	附金	第1号に掲げる寄附金(令和元年6
		月1日前に支出したものに限る。)
附則第9条の2	特例控除対象寄	特例控除対象寄附金又は法第314
	附金	条の7第1項第1号に掲げる寄附金
		(令和元年6月1日前に支出したも
		のに限る。)
	送付	送付又は瀬戸市市税条例の一部を改
		正する条例(令和元年瀬戸市条例第
		号) 附則第2条第3項の規定によ
		りなお従前の例によることとされる
		同条例第1条の規定による改正前の
		瀬戸市市税条例附則第9条第3項の
		規定による同条第1項に規定する申
		告特例通知書の送付

3 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和元年6月1日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金

については、なお従前の例による。

- 第3条 附則第1条第2項第1号に掲げる規定による改正後の瀬戸市市税 条例(次項及び第3項において「2年新条例」という。)第36条の2 第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の 年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同 目前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個 人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例によ る。
- 2 2年新条例第36条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の 規定は、附則第1条第2項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を 受けるべき瀬戸市市税条例第36条の2第1項に規定する給与について 提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告 書について適用する。
- 3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第2項第1 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を 改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所 得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」 という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第 203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する2 年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。
- 第4条 附則第1条第2項第2号に掲げる規定による改正後の瀬戸市市税 条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年 度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個 人の市民税については、なお従前の例による。
- 第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1項第1号に掲げる

規定による改正後の瀬戸市市税条例(以下「元年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定 の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動 車税の環境性能割について適用する。

- 2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和 2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。
- 第6条 附則第1条第2項第3号に掲げる規定による改正後の瀬戸市市税 条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について 適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前 の例による。